

春山之霞壯夫と藤

『古事記』中・下巻の接続方法と『毛詩』

臼井 琴美

はじめに

『古事記』中巻「応神記」の末尾には、「秋山之下氷壯夫と春山之霞壯夫」の説話（以下、当該説話とする）が載る。そこでは、神である春山之霞壯夫（以下、春山とする）と伊豆志袁登売が、婚姻するという展開を見る。この婚姻の契機となった藤蔓の衣服と弓矢は、御祖から春山に与えられたものである。これらは、春山が兄である秋山之下氷壯夫（以下、秋山とする）に持ち掛けられた賭けについて、御祖に相談した際に与えられたとされる。つまり、当該説話において、秋山と春山の婚姻完遂の如何を統括する絶対的な力を持つ御祖による、藤蔓の衣服と弓矢の貸与―すなわち、御祖の力によってそれらが藤の花に変わる奇跡そのもの―こそが、伊豆志袁登売

との婚姻を実現させうるための条件と仮定できるのである。少なくとも当該説話上での婚姻成立には〈藤〉が必要不可欠なものであるということとは間違いない。

けれども、このように重要な役割を果たしておきながら、なぜ当該説話の婚姻に藤が用いられるのかという部分においては、春を象徴する神である春山と春に盛りを迎える藤の花が季節的に関連を持つために、春山の靈威を表す象徴として婚姻に用いられたのだとしか顧みられないことが多い。¹ つまるところ、藤であることの意義が、目に見えて季節的な関連のある春山に引きずられたがゆえにそれほど深く考察されてこなかったとも言える。春山と藤に関連性がないとは言わないが、後述するように、春と言えば即座に藤が想起されるほどには、両者が密接とはいいい切れまい。とするならば、季節の問題

とは別の要素を考察する必要があるだろう。すなわち、『古事記』の編纂者が数ある植物の中から藤を選んだ以上、季節の繋がりとは別の要素からも春山と伊豆志袁登売の婚姻に用いられたと考えるべきだろう、ということである。

そこで本稿では、今一度当該説話の婚姻に藤が必要不可欠なものとして用いられることの意義を、『古事記』が編纂された当時の〈藤〉がどのようなものとして語られていたのかを調査することで考察したい。この考察が当該説話全体を語る上の一助となるはずである。

一、問題の所在

まずは当該説話の本文を掲載する。⁽²⁾

故、茲神之女、名伊豆志袁登売神、坐也。故、八十神、雖^レ欲^レ得^ニ是伊豆志袁登売^一、皆不^レ得^レ婚。於是、有^ニ二神^一。兄号、秋山之下氷壯夫、弟号、春山之霞壯夫。故、其兄、謂^ニ其弟^一、吾、雖^レ乞^ニ伊豆志袁登売^一、不^レ得^レ婚。汝、得^ニ此嬢子^一乎。答曰、易得也。爾、其兄曰、若汝有^レ得^ニ此嬢子^一者、避^ニ上下衣服^一、量^ニ身高^一而釀^ニ甕酒^一。亦、山河之

物悉備設、為^ニ宇礼豆玖^一、云爾。自^レ宇至^レ玖以^レ音。下効^レ此。

爾、其弟、如^ニ兄言^一、具白^ニ其母^一、即其母、取^ニ布葛^一而、布葛二字以^レ音。一宿之間、織^ニ縫衣・禪及襪・沓^一。亦、作^ニ弓矢^一、令^レ服^ニ其衣・禪等^一、令^レ取^ニ其弓矢^一、遣^ニ其嬢子之家者、其衣服及弓矢、悉成^ニ藤花^一。於是、其春山之霞壯夫、以^ニ其弓矢^一、繫^ニ嬢子之廁^一。爾、伊豆志袁登売、思^レ異^ニ其花^一、将来之時、立^ニ其嬢子之後^一、入^ニ其屋^一、即婚。故、生^ニ一子^一也。

爾、白^ニ其兄^一曰、吾者、得^ニ伊豆志袁登売^一。於是、其兄、憐^ニ愾弟之婚^一以、不^レ償^ニ其宇礼豆玖之物^一。爾、愁^ニ白其母^一之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾^{此二字以^レ音。}神習。又、宇都志岐青人草習乎、不^レ償^ニ其物^一。

恨^ニ其兄子^一、乃取^ニ其伊豆志河之河島一節竹^一而、作^ニ八目之荒籠^一、取^ニ其河石^一、合^レ塩而、裏^ニ其竹葉^一、令^レ詛、如^ニ此竹葉青^一、如^ニ此竹葉萎^一而、青萎。又、如^ニ此塩之盈乾^一而、盈乾。又、如^ニ此石之沈^一而、沈臥、如此令^レ詛、置^ニ於烟上^一。是以、其兄、八年之間、干萎病枯。故、其兄、患泣、請^ニ其御祖^一者、即令^レ返^ニ其詛戸^一。於是、其身、如^レ本以、安平也。此者、神宇礼豆玖之言本者也。

当該説話は、兄弟の名に「秋」と「春」が含まれていること、春山が賭けに勝ち伊豆志袁登売と婚姻をしたのに対し、秋山は賭けに負け約束を守らなかったために御祖に呪われ衰えていくという展開をもつ。これが春の繁盛と秋の凋落を思い起こさせることから、春秋の対比を主題の一つとしたものだと考えられてきた。⁽³⁾

さらに、兄弟の名を冠する春と秋に、「霞」と「下水」が備えられて語られるのも、同じように春秋の対比を思い起こさせる要素となっている。「霞」は春の季語であり、『万葉集』にも、「春霞 流るるなへに」(巻一〇・一八二一)、「春の野に 霞たなびき うら悲し」(巻十九・四二九〇)などの用例を多くみる。⁽⁴⁾それゆえに、「春山之霞壯夫」は、「春山の霞んださまを称えた名」⁽⁵⁾であると考えられる。すなわち、霞は分かちがたく春と結びつく語であることが、繰り返し確認されてきた次第を、これまでの研究に見ることができるのである。

同じことは、「下水」にも言えるだろう。「下水」は、「木の葉の赤くなること・赤く色づいた木の葉」の意の古語⁽⁶⁾であり、ゆえに「秋山下水壯夫」は、「秋山の色うるわしく紅葉したのを称えた名」⁽⁷⁾であるとされる。⁽⁸⁾

「霞」と「紅葉」は、どちらも春秋の景物であり、春

と秋を比較する際には、類型的な美として春は花、秋は黄葉が季節の美点として用いられている。⁽⁹⁾たびたび当該説話と引き合いに出されている額田王の春秋競憐歌(巻一・十六)が、「春山万花の艶」と「秋山千葉の彩」のどちらがすぐれるのかを競っていることから、上代において春は花、秋は黄葉が春秋を象徴する美観として人々に認識されていたことは想像に難くない。このような上代での認識を春山と藤の関係に照らし合わせれば、当該説話で春に盛りを迎える藤の花が春山の美点やその象徴として用いられてもおかしくはないと言える。

しかし、『万葉集』の藤が含まれている歌を見ていくと、当該説話の中で季節的な繋がりで藤が春山の霊威の象徴とみなされていることに違和感を覚える部分が出てくる。というのは、上代においても藤の花は『万葉集』に、「春へ咲く 藤の末葉の」(巻十四・三五〇四)と詠まれているように春の花であるが、その一方で、「藤波の 咲き行く見れば ほととぎす 鳴くべき時に 近付きにけり」(巻十八・四〇四二)など、夏の季語である「ほととぎす」と共に詠まれている歌や、「恋しければ 形見にせむと 我がやどに 植ゑし藤波 今咲きにけり」(巻八・一四七二)、「ほととぎす 来鳴きとよも

す 岡辺なる 藤波見には 君は来しとや」(巻一〇・一九九一)など、夏の雑歌や夏の相聞に含まれているものも確認できるのである。さらに、『万葉集』の巻十九には、天平勝宝二年の四月に布勢の水海を遊覧した際に詠まれた大伴家持等の歌がいくつか見られるが、それらの歌には「藤」や「藤波」といった語句が組み込まれている。このことから布勢の水海は藤の花を觀賞する際の名所だったことが窺える。なおかつ、それが「四月」ということから、夏の景物として歌に取り入れられていることは疑いようもない。以上の事柄を鑑みると、上代における藤の花は春から夏にかけての花であったと言える。つまりは、けっして「春」といえば必ず「藤」という関係性が成り立つというわけではなかったのである。逆に言えば、「藤」だから「春」という想起は、それほど強固なものではないということになるだろう。

では何故、春を象徴する神である春山と伊豆志袁登売の婚姻を成立させる契機という重要な役割を〈藤〉が担っているのだろうか。

すなわち、従来は春山の「春」と秋山の「秋」を対比的に見てきたがゆえに、そこに係る「霞」と「下水」も同じように考えてきた。しかし、そのまま〈藤〉をも春

秋の対比で考えてきたのは、不用意な敷衍と言わざるを得ないのである。あくまで「春」に対応するのは「霞」までである、と確認しておきたい。〈藤〉はやはり別の要素から当該説話に用いられているのである。

二、上代における〈藤〉が持つ力

では、一体どのような理由から藤が当該説話の婚姻に用いられているのか。その答えを得るためには、上代の人々が〈藤〉についてどのような認識を持っていたのかを知る必要があるだろう。上代の官人が参照していた『芸文類聚』¹¹⁾には、藤についてこのような記載が確認できる。

一曰、諾藤。二曰、水藤。山行渴、則断取_レ汁飲_レ之、治_三人体有_二損絶_一。沐則長_レ髮。去_レ地一丈断_レ之、輒更生_レ根至_レ地。永不_レ死。

これは、『芸文類聚』巻八十二・草部下・「藤」項にある「顧微広州記」から引かれた文章であり、藤から出た汁には身体の損なわれていた部分を再生させる力があるという記述が確認できる。また同時に、藤自体も根を断絶して別の所に植え替えても成育する生命力の強い植物で

あることが語られており、ここから生命を再生させるというイメージが付与されたのだと考えられる。だからこそ藤は、死ぬことは―枯れることは―ない、のである。このように、『芸文類聚』では藤が持つと考えられる特性についての記載があり、上代の人々がそれを目にしていたことは確かである。

さらに、このような藤の特性に対する認識が上代に根付いていた証左として、上代より少し年代が後になるが、『続日本後紀』の巻第十九・嘉祥二年三月に記載のある、興福寺大法師等が仁明天皇の四十歳の生誕を祝賀して造った像と共に献じた長歌にこのような一節がみられる。⁽¹²⁾

磯上之。緑松^波。百種^乃葛^尔別^尔。藤花。開榮^豊。万

世^尔皇^乎鎮^利。

この一節は、像の細工の一部である浦島子が無限の生命を得た島をどのように表現したか記した部分に当たり、その細工された島の様子は、磯辺にある緑の松には百種もの葛が纏いつき、藤の花が開き栄えるといった情景となっている。興味深いのは法師等が不死性を想起させる植物の一つとして藤を選択し、天皇の御世を祝賀し、永劫の繁栄を祈願する像の細工として用いたことである。

これは藤が生命力の強い植物であると古代の人々に認識されており、それゆえに不変、つまりは長寿や変わらぬ繁栄の象徴として天皇に献じる象の細工や長歌に用いられたからであると考えられる。

そして、以下はあくまで参考だが、晋の嵇含が撰した『南方草木状』巻中「紫藤」項には、当該説話において興味深い記述が確認できる。⁽¹³⁾

紫藤。葉細長茎、如^レ竹、根極堅、実重重。有^レ皮、花白、子黒。置^二酒中^一、歷^二三二十年^一、亦不^二腐敗^一。其茎截置^二煙食中^一、経^レ時成^レ紫、香可^二以降^レ神^一。

ここでは藤の茎を切り煙の中に置けば色が紫へと変化する、その香りが神を降ろすとある。〈藤〉はその不変という特性ゆえに、祭祀においては神を招くほどの力を持つとされるのである。

前述した『芸文類聚』や『続日本後紀』の記述から鑑みると、古来より〈藤〉には強い生命力が宿っていると考えられ、それゆえに再生力を持つ植物、不変性を約束する植物であるという認識が人々に受け入れられていたことは間違いないだろう。当該説話における藤においても、そのような認識が反映されていたからこそ、四季の

始まりであり、生命の生き返る春、また、その名を冠する春山と結びつけられ、御祖が婚姻の実現を不変のものにするための呪具に藤が使用されたのではないか。

つまりは、藤の持つ再生力や不変性が春山や絶対的な統括者による約束された婚姻というシチュエーションにふさわしいと考えられたゆえに当該説話に藤が用いられたのである。

さらに上代の人々が藤についてどのような認識を持っていたのかを確認するために、上代文学における藤を見ていく。まずは、上代よりも後の資料となるが、『萬葉集註釋』巻第四にある九三九番歌の「藤江の浦」の注釈を参照する。¹⁴

フチエノウラ。播磨国。住吉大明神、フチノエタヲキラセ給テ、海上ニウカヘテ、チカヒテノタマハク、「コノフチノヨリタラントコロヲ我領トスヘシ」トノタマヒケリ。シカルニ、コノフチ、ナミニユラレテヨリタリケレハ、コノ藤江浦トナツク。住吉ノ御領ナリ。

この記述と同様のものが『播磨国風土記逸文』にも確認できるが、存疑とされる。¹⁵とはいえ、一方で『住吉神社神代記』明石郡魚次浜にも、

右。自ニ卷向玉木宮大八嶋国所知食活目天皇一檀日

宮氣「帶」長足姫皇后御世。此ニ御世。平ニ伏熊襲並新羅国ニ訖賜。還上賜。大神奉レ鎮ニ於木国藤代嶺。時荒振神令ニ誅服ニ賜。穴背鳴矢射立為レ堺。我欲ニ居住ニ処。如レ向ニ大屋。渡ニ住於針間国。即切ニ大藤ニ浮レ海。盟宜賜。斯藤流着処。将鎮ニ祀我。宜時。流ニ着此濱浦。故号ニ藤江。自ニ明石川内上神手山。下神手山ニ至ニ于大見小岸。為ニ悉神地ニ奉ニ寄定。其時。意弥那宜多命兒。大御田足尼。津守宿禰遠祖奉レ仕。於ニ是時ニ船司。津司。初任賜。又処処船本姓賜支。

というような類似した記載が見られる。いずれも藤を海に浮かべ、その藤が流れ着いた場所を、神が自らの領地としたという点が共通している。先の『播磨国風土記逸文』の「藤江の浦」と山形県東山梨郡勝沼町近くで行われていた藤切祝いという式を踏まえて、乗岡憲正氏は、「藤」がまた神の領有した標としてのしめ（標・占・領）の力をみせるものであったと考えられる。¹⁷と述べている。この乗岡憲正氏の論を踏まえて『肥前国風土記』の藤津郡に記載されている説話を見てみよう。¹⁸

藤津郡。郷肆所。^{里九}。馭壺所。烽壺所。

昔者、日本武尊、行幸之時、到ニ於此津、日没ニ西

山^一、御船泊之。明旦遊覽、繫^二船纜於大藤^一。因曰^二藤津郡^一。

この記述では日本武尊がこの地を遊覧する際に、船を繋ぎ止める網を大きな藤に繋いだことから、その地が藤津の郡と呼ばれる所以となったことを語っている。この説話の内容と前述の乗岡憲正氏の論を合わせて考えると、日本武尊は船を藤に繋ぐことで、この船は自分の所有する船であるということを周囲に知らしめていたのではないかと思われる。

さらに、『播磨国風土記』の宍禾の郡にある御方里の記述に、このようなものがある。¹⁹⁾

御方里。^{上下}所^三以号^二御形^一者、葦原志許乎命、与^二天日槍命^一、到^二於黒土志尔嵩^一、各以^二黒葛三条^一、着^レ足投之。尔時、葦原志許乎命之黒（葛）、一条落^二但馬氣多郡^一、一条落^二夜夫郡^一、一条（落）^二此村^一。故曰^二三条^一。天日槍命之黒葛、皆落^二於但馬国^一。故占^二但馬伊都志地^一而在之。一云、大神、為^二形見^一、植^二御杖於此村^一。故曰^二御形^一。

これは天日槍命が伊都志を得た経緯を記したものであり、葦原志許乎命と争った際、天日槍命が足に着けた三本の黒葛^{つづら}がすべて但馬の国に落ちたことで、伊都志の地

を我が物としたとされている。

黒葛（葛）とは、「おおつづらふじ」や「あおつづらふじ」を指し、両者ともに蔓性植物である。藤という文字が籐にも通じ「つる」を意味するとされている以上、²⁰⁾黒葛は藤と同じ分類の植物に属しており、藤と同じ力を引き継いでいても不思議ではない。他の黒葛の用例は、『古事記』の「景行記」にある倭建命が出雲建を騙し討ちした後に詠んだ歌である「やつめさす 出雲建が 佩ける太刀 黒葛多纏き さ身無しにあはれ」²¹⁾や『出雲国風土記』で八束水臣津野命が国を引いてくる際に登場する「霜黒葛闇や闇やに」²²⁾という表現などである。倭建命がいう「黒葛を多く鞘に纏わせた太刀」は、元々は倭建命が、出雲建に自分のものだと見せかけるために持えた偽物の太刀である。つまり、太刀に黒葛を巻いたのは、確かに倭建命自身の所有物であるという証明であったのだらう。だからこそ出雲建は疑いもせずその太刀で勝負を受けたのである。また、八束水臣津野命が国を引いてくる際の表現に、「霜黒葛」が使われるのは、自分の所有しているものを手繰り寄せるように、易々とそれらの国を引き寄せてみせたのだということを伝えたかったのだらう。

これらの用例を鑑みると、黒葛も藤と同じように、神やそれに類する存在が所有したという証を示す役割があったのだと考えられる。上代文学上において、藤がこのような役割を持つ植物であったという人々の認識が散見できるならば、当該説話上の藤も同様の役割を有していたとしてもおかしくはない。

以上、上代の人々が藤についてどのような認識を持っていたのかを確認し、その認識を当該説話に当てはめて考えてきた。藤が春山と伊豆志袁登売の婚姻に用いられたのは、漢籍の記述から、藤が生命を再生する力や不変性を示す植物であると古代の人々に認識されていたために、生命を再生させる季節である春を名とした春山や約束された婚姻というシチュエーションにふさわしいと考えられたからである。さらに、上代文学においての藤（黒葛）は、神やそれに類する存在が所有したという事実を示す役割を担っていた。それは当該説話においても例外ではなく、春山が藤の花になった弓矢を廁に掛けた時点で、伊豆志袁登売はすでに春山の妻となることが決定づけられていたのである。これらの読解は、漢籍や上代文学における藤の特性や役割を知っていた上代の人々にとっては容易なことなのではないか。つまりは御祖が

藤の衣服と弓矢を春山に授ける、ということのみで春山と伊豆志袁登売の婚姻の成功を想起せしめると考えられるのである。

けれども、漢籍の中で語られる藤が、なにも永遠性を示すだけではないのだとすれば、さらなる調査が必要になるだろう。引き続き、漢籍の中の藤と当該説話に登場する藤にどのような繋がりがあるのか、確認していきたい。

三、漢籍の中での〈藤〉

前章では、漢籍の記述から古代の人々にとって藤がどのような力を持つ植物であったか、上代文学においてどういった役割を有していたかを確認し、当該説話において藤が婚姻に用いられる意味について考えてきた。本章では漢籍において藤が一体何を象徴するものとして描かれているのか、それが当該説話にどう影響してくるのかを調査していく。

まずは再度『芸文類聚』から当たっていこう。『芸文類聚』卷八十二・草部下・「藤」項に⁽²³⁾

爾雅曰、諸慮、山梟。

とあり、その注に『爾雅』郭璞注を引き、

今、江東、呼^レ𦵏、為^レ藤。

とする。ここでは、「藤」は「𦵏」とも書くことを示している。これは、続く、

広雅曰、𦵏、藤也。

にも通じるだろう。これは、張揖が撰した『広雅』においても、「藤」は「𦵏（𦵏）」と書くのだということを断じている。総合的に確認すると、『説文解字注』卷一下・艸部の清・段玉裁注に、⁽²⁴⁾

按凡藤者謂^二之𦵏^一。系^二之艸^一則有^二𦵏字^一。系^二之木^一則有^二𦵏字^一。其实一也。戴先生詩補注説葛𦵏、猶言^二葛藤^一。爾雅山𦵏虎𦵏、山海經卑山多^レ𦵏、皆是也。

とある。すなわち段玉裁は、藤とは𦵏のことを指し、𦵏や𦵏も𦵏の同義であると述べているのである。

以上を踏まえると、藤と𦵏は確かに同じものであるようだが、それならば「𦵏」とは一体どのような意味を持つのであろうか。先の『爾雅』卷第九・「𦵏草」・「諸慮、山𦵏」の郭璞注には、⁽²⁵⁾

郭云、「今江東呼^レ𦵏為^レ藤、似^レ葛而𦵏大。」

とあり、『爾雅』においては、𦵏は葛に似ているもので

あると記されていることがわかる。つまりは、連鎖的に考えていけば、「𦵏」とは「藤」の別名でもあるということが言えるのである。

このことは、先の『芸文類聚』「藤」項に、⁽²⁶⁾

毛詩曰、南有^二樛木^一、葛𦵏𦵏^レ之。

という記載があることから肯われよう。藤という字が含まれていないにも関わらず、「藤」項にあるこの一文は、藤^二𦵏^一であるという理解を支えるものである。そして、この文章は『毛詩』にある「樛木」という詩の一節であり、〈葛𦵏〉というつたかずらが樹木に纏いつく様子を表している。このことから藤と「𦵏」は蔓性植物のことを指す字だということが確実に言える訳である。

藤と𦵏が同義であり、双方とも蔓性植物であるということを押さえた上で、『毛詩』卷第一・国風・周南・「樛木」の内容にも注目したい。⁽²⁷⁾

南有^二樛木^一 葛𦵏𦵏^レ之

樂只君子 福履綏^レ之

南有^二樛木^一 葛𦵏荒^レ之

樂只君子 福履將^レ之

南有^二樛木^一 葛𦵏縈^レ之

樂只君子 福履成^レ之

この「樛木」は、葛藟、つたかずらが樹木に纏いつき、茂り、めぐる様子を、道を行い徳を積んだ君子と、その君子の家庭に幸福が集まり満ちていくことへの比喩とした詩である。ようするに、葛藟が茂ることが、君子の徳が広がり、福祿が集まっていくことの喩えとして描かれているのである。藟という字が含まれた語句が君子の徳について語る役割を有しているのは興味深い。また、前述した『続日本後紀』の仁明天皇に献じた長歌の一節が、君子の徳を賛美する「樛木」の内容と類似しているのも偶然ではないだろう。

その他に『毛詩』には、〈葛藟〉という語句が含まれた「葛藟」と「旱麓」という詩が存在する。さらに、この二つの詩は、他の漢籍の説話にたびたび登場している。まず、『毛詩』の中の〈葛藟〉が一体どのような象徴として語られているのか、次に「葛藟」と「旱麓」はどのような説話に登場するのかをそれぞれ確認していく。⁽²⁸⁾まず『毛詩』の「葛藟」を見ていく。

縣縣葛藟
終遠兄弟
謂他人父
縣縣葛藟
在河之漘
謂他人父
亦莫我顧
縣縣葛藟
在河之渚

終遠兄弟
謂他人母
謂他人母
亦莫我有
縣縣葛藟
在河之漘
終遠兄弟
謂他人昆
謂他人昆
亦莫我聞

「葛藟」は、つたかずらが河の岸辺に茂る様子を、家族と離れ、他人を家族とする自身の現状と比べ、その虚しさを嘆き悲しむ詩である。この詩の中の〈葛藟〉は、河のほとりに茂り、その様子は、「本家の庇護によつて繁栄してゆくことの比」⁽²⁹⁾、「水の潤沢を得て長大して絶えないことを以て、王の同姓が王の恩施を得て、その子孫を生長せしめることを興したものの」⁽³⁰⁾であると解釈されている。つまり〈葛藟〉自体が公族を指し、〈葛藟〉が茂る様は、公族が繁栄することの比喩であると言えるのである。

この「葛藟」が登場するのは、『春秋左氏伝』文公七年夏四月「伝」の記事である。⁽³¹⁾宋の昭公が群公子を追放しようとした際に、楽豫がその行為を諫める場面で登場する。

楽豫曰、「不可。公族公室之枝葉也。若去之、則本根无所庇陰矣。葛藟、猶能庇其本根。故

君子以為_レ比。況国君乎。（後略）。

司馬の樂豫は公族を公室の枝や葉であると例え、公族を追ひ払つたら根と幹、つまりは公室がむき出しになってしまうと言う。また、葛藟さへ根と幹を庇うものであり、だからこそ、君子は葛藟を比喻として九族兄弟の仲を歌つたのだとし、ましてや、国君たる身ならば尚更公族を大事にしなければならない、と説いたのである。この説話の中では、公族は枝や葉、葛藟として例えられ大切にすべきものとして語られている。さらに、君子が葛藟を比喻として九族の仲を歌つたというが、九族とは自身を中心として先祖や子孫の各四代を含めた親族を指す。その仲が良いということは、一族が諍いもなく安定している、つまりは繁栄していることを意味していると考えられる。

次に、『毛詩』卷第十六・大雅・文王之什・「旱麓」を見ていこう。³²

瞻 _二 彼旱麓 _一	榛楸濟濟
豈弟君子	于 _レ 禄豈弟
瑟彼玉瓚	黃流在 _レ 中
豈弟君子	福祿攸 _レ 降
鳶飛戾 _レ 天	魚躍 _二 于淵 _一

豈弟君子 遐不_レ作_レ人

清酒既載 騂牡既備

以享以祀 以介_二景福_一

瑟彼柞棫 民所_レ燎矣

豈弟君子 神所_レ勞矣

莫莫葛藟 施于_二條枚_一

豈弟君子 求_レ福不_レ回

「旱麓」は、祭祀をして祖先に福祿を求める詩や君子である王（文王）の徳を讃える詩であるとされている。³³

「旱麓」の中での〈葛藟〉は、その茂り、木の枝や幹に纏いつている様が、君子に福祿が集まっている比喻として描かれている。また、君子に多くの福祿が集まるのは、徳を持ち、道に違ふことがないためであるとされる。

「旱麓」が登場する説話は多々あり、『礼記』「表記第三十二」では、孔子が、君子とは如何なる者かを語る際に、「旱麓」の一節を引き合いに出している。³⁴

子曰、下之事_レ上也、雖_レ有_二庇_レ民之大徳_一、不_三敢有_二君_レ民之心_一、仁之厚也。是故君子恭儉以求_レ役_レ仁、信讓以求_レ役_レ礼。不_三自尚_二其事_一、不_三自尊_二其身_一、儉_二於位_一而寡_二於欲_一、讓_二於賢_一、卑_レ己而尊_レ人、小心而畏_レ義、求_二以事_レ君_一。得_レ之自是、

不_レ得_二自是、以聽_二天命_一。詩云、莫莫葛藟、施_二于條枚_一、凱弟君子、求_レ福不_レ回。其舜禹文王周公之謂与。有_二君_レ民之大德_一、有_二事_レ君之小心_一。詩云、惟此文王、小心翼翼。昭事_二上帝_一、聿懷_二多福_一。厥德不_レ回、以受_二方國_一。

孔子は、君子とは相手を敬い、慎ましく振舞い、信実と謙讓をもつて、仁道と礼を施そうと心掛ける者であると説いている。さらに、「旱麓」を舜・禹・文王・周公の行いを言ったものだろうかと推測し、彼らのような聖賢こそが大きな徳と、慎重な心を持つ君子であるという。すなわち、葛藟をめぐらす大木として喩えられる存在は、いにしへの聖王たちと同等の存在である、ということである。

また、『晏子春秋』にて、齊莊公を弑した崔杼が齊莊公の臣下であった晏嬰の首に戟を掛け、胸に剣を突きつけて忠誠を誓わせようとした際に、晏嬰は、

晏子曰、「劫_レ吾以_レ刃而失_二其志_一、非_レ勇也。回_レ吾以_レ利而倍_二其君_一、非_レ義也。崔子、子独不_レ為_二夫詩_一乎。詩云、莫莫葛藟、施_二于條枚_一。愷愷君子、求_レ福不_レ回。今嬰且可_二以回而求_レ福乎。曲刃鉤_レ之、直兵推_レ之、嬰不_レ革矣。」

と言つて従おうとはしなかった。⁽³⁵⁾「旱麓」の詩の一節を用いることで、自分はこの君子の様に道に背いてまで福を求めることはしない、つまり崔杼の味方をするのではないと断言するのである。その結果、君子であると認められた晏嬰は、殺されることなく、生き延びる。この崔杼と晏嬰の説話は類似のものが、『韓詩外伝』巻二、『呂氏春秋』の恃君覽・知分に存在し、『新序』の義勇には、登場する人物の崔杼が楚の白公勝に、晏嬰が屈廬にと入れ替わつてはいるが、展開が似通っている説話も見受けられる。

この晏嬰や屈廬の、例え自らの命を脅かされようとも義を通すという趣旨の説話を引き合いに出して、自らの意思を語るのが黄琬である。『後漢書』の「左周黄列伝」にこのような記事が載る。董卓に仕えていた黄琬は楊彪と共に、董卓による洛陽から長安への遷都計画に反対し、董卓の前から辞した後も自身の意見を述べ続けた。これに董卓が怒り、黄琬に処罰を与えるのではないかと恐れた人々は、黄琬を強く諫めた。その諫言を受けた黄琬は、

琬対曰、昔白公作_レ乱_二於楚_一、屈廬冒_レ刃而前、崔杼弑_二君於_レ齊、晏嬰不_レ懼_二其盟_一、吾雖_二不徳_一、

誠慕³⁶「古人之節」

と答えた。彼は晏嬰と屈廬の説話を語った上で、自分には徳はないが、昔の人々の節義は誠に慕うべきだと主張するのである。結局、黄琬は罷免されるが、彼が恩徳のある旧族であったため、董卓は彼を殺すことはなかった。この説話部分の李賢注には、先に載せた『晏子春秋』や『新序』の本文が引用され、両者との関係性ゆえにこの記事が成り立っていることがはっきりと窺える。

以上、『毛詩』にある「樛木」「葛藟」「早麓」の中で〈葛藟〉がどのような語られ方をしているのか確認した。これらを比較すると、「樛木」「早麓」の中の〈葛藟〉は茂ること、君子の徳が広がり、君子の元に福祿が集まることの比喩として描かれ、「葛藟」の中の〈葛藟〉は公族、また茂ること、公族の繁栄の比喩となるのである。さらに、〈葛藟〉を含んだ詩が説話で登場する際、それらの詩を用いて道理を説くというシチュエーションが多く、道理を説く側の人物は徳があるとされていることが多いようだ。これは君子の徳を語る者は徳のある者でなければならぬ故だろうか。

つまり上代の人々にとって〈葛藟〉という語句が含まれた詩は、君子の徳を語る際の代名詞ともいえる存在

だったのではないか。

では、この〈葛藟〉についての上代の認識を当該説話に落とし込んでみるとどうだろうか。当該説話において、葛藟が茂る、つまりは藤の蔓で作られた衣服や弓矢が、藤の花になることで、婚姻が成立する。要するに「早麓」において葛藟をめぐらせた大木として喩えられる〈聖君子〉像を、春山が藤を纏うことで獲得し、伊豆志袁登売を娶ることに成功するわけである。逆に言えば伊豆志袁登売を得るには〈藤〉を纏いつかせた〈聖君子〉であることが求められたのであり、そうであるならば、例え当該説話上で記されていなくともその後の春山やその子孫の繁栄が約束されたものであるのは想像に難くない。

この考えは、御祖が春山に衣服だけではなく、弓矢を渡したことからも垣間見える。烏谷知子氏は、当該説話においての弓矢を『礼記』などの漢籍から、「婚姻と出誕を導く呪具」³⁷であるとする。つまりは、福祿を届け、繁栄をもたらす藤は、弓矢の呪具としての効果をより強固にする役目を担っていたとも言えるだろう。

重ねて、なぜ春山が〈聖君子〉としての性質を持つ存在と成り得るのか、漢籍における春という季節を確認す

ることで見ていきたい。

まずは、『淮南子』巻五「時則訓」の孟春の月に⁽³⁸⁾

朝^二于青陽左个^一、以出^二春令^一、布^レ德施^レ恵、行^二慶賞^一、省^二徭賦^一。

とあり、春は天子が春令を發布することで、徳を広め恵みを施し、慶賞を行い、賦役を省く季節であるとする。

また、『淮南子』巻五「時則訓」の季春の月には⁽³⁹⁾

是月也、生氣方盛、陽氣发泄、句者畢出、萌者尽達、不^レ可^二以^一内^一。天子命^二有司^一、發^二囷倉^一、助^二貧窮^一、振^二乏絶^一。

とあり、季春は生氣が盛んで陽氣が發散し、地中の虫や草木の芽も活動的になる。天子は役人に命じて穀物倉を開かせ、貧しく困窮している者を救うのだ、とする。

これに類似した記述が『礼記』「月令第六」・「三月」の項にも見られ⁽⁴⁰⁾

是月也、生氣方盛、陽氣发泄、句者畢出、萌者尽達、不^レ可^二以^一内^一。天子布^レ德行^レ恵、命^二有司^一、發^二倉廩^一、賜^二貧窮^一、振^二乏絶^一、開^二府庫^一、出^二幣帛^一、周^二天下^一。

として、やはり天子の徳が広がり、恵みをもたらすことで、人民を救うするのである。

さらに、『礼記』「郷飲酒義第四十五」には⁽⁴¹⁾

賓必南郷、東方者春。春之為^レ言蠢也、産^二万物^一者聖也。

とあり、春は物が生まれて蠢く時期であり、万物を生むのは聖の徳であるとする。

以上の漢籍と春山との関係は、大脇由紀子氏や烏谷知子氏が詳しく言及している⁽⁴²⁾。これらの用例を踏まえ、と、漢籍において春は、それ自体が聖の徳を持ちながら、天子（君子）が徳を広めるにふさわしい季節でもあったということが窺えるだろう。だからこそ春を象徴する神である春山は、天子としての徳を備え、その徳をもって世に福祿を広げ、ゆえに自らにも福祿が集まるという〈聖君子〉と成り得る存在として当該説話上に位置しているのではないかと考えられる。だからこそ、君子の徳を語る際の代名詞であった〈葛藟〉、つまりは〈藤〉を纏うことのできる存在なのだと言える。

ここまで漢籍において藤が何を象徴するものとして描かれているのか、それが当該説話にどう影響してくるのを見えてきた。漢籍において藤は藟という蔓性植物と同視され、『毛詩』では〈葛藟〉という語で「樛木」「葛藟」「旱麓」という三つの詩に登場している。それらの

詩における〈葛藟〉が何の象徴だったかといえ、**「樛木」**と**「早麓」**では茂ること、君子の徳が広がり、君子の元に福祿が集まることの比喩として、**「葛藟」**では公族の繁栄の比喩として描かれていた。他の漢籍上の説話でこれらの詩が引用される際は、道義とはなにか、君子としての徳とはいかなるものかを語る場面であることが多いようである。

以上の漢籍からもたらされる藤・葛藟への認識が当該説話においてどのように影響するのか。葛藟が茂るという事象を当該説話上で起こった出来事に当てはめると、藤の蔓で作られた衣服や弓矢が藤の花になる場面となるだろう。そしてその出来事の末に春山と伊豆志袁登売は婚姻する。つまりは、漢籍が語る〈聖君子〉像を春山が藤を纏うことで獲得し、それゆえに春山は伊豆志袁登売を得ることができたのである。また、春山が〈聖君子〉としての性質を持つのであれば、春山自身やその子孫の繁栄は約束されていると言える。なぜ〈聖君子〉としての性質を持つ存在と成り得るのかと言えば、『淮南子』や『礼記』の記述から、春とはそれ自体が聖の徳を持ちながら、天子が徳を広めるにふさわしい季節でもあったからだ。それゆえに春を象徴する神である春山は、〈聖

君子〉と成り得る存在として当該説話上に位置しているのである。

前章では上代の人々における藤への認識を、本章では漢籍における藤とはいかなるものかを調査することで、当該説話の婚姻に藤が用いられたことの意義を考察してきた。次章では、以上のような当該説話が中巻末尾に掲載されている意義について考えていくこととする。

四、仁徳記との関係

「天之日矛説話」との接続から応神天皇の御世より昔の出来事とされ、応神天皇との直接的な関連性が見出せない当該説話が、なぜ『古事記』『応神記』の巻末、つまりは中巻末尾に掲載されているのか、という問いについては、現在に至るまで様々な専論によって考察がなされており、ここからやはりこの部分が当該説話における最大の関心事であるのだということが窺える。

本章では前章で春山や藤に関連があるとした漢籍を踏まえて、「仁徳記」で語られる仁徳天皇と石之日売命の姿を確認することで、当該説話が中巻末尾に掲載されていることの意義を考察していく。

『古事記』において仁徳天皇の姿がどのように語られているのかと言えば、優れた治政を行った聖帝としての姿を真つ先に確認することができる。その聖帝と称えられるに至った治政とは、高台に登った際、民家から煙が立たないのを見て、民が困窮していることを知り、課役を三年もの間自身の宮殿が老朽化しても免除し続けたという行為を指す。結果、民の生活は豊かになり、夫役に苦しむこともなくなつたとされる。このような比類なき君主が困窮した民を救うといった構図は、前章で記載した『淮南子』や『礼記』で語られる春という季節に天子の徳が広がり、その徳が慶賞や賦役の免除という形をとって民の困窮を救うのだという記述を思い起こさせる。つまりは、これらの『淮南子』や『礼記』の記述は、春という季節の合致ゆえに〈聖君子〉と春山が重ね合わせて考えられ、天子が徳を広めるために発する勅令と聖帝の治政という民を救う手段の類似ゆえに〈聖君子〉と仁徳天皇が重ね合わせて考えられるのである。このような漢籍が語る〈聖君子〉としての性質を、春山と仁徳天皇が共通して持ち合わせているのは、中巻末尾と下巻が両者を通じて接続されていることを示しているのではあるまいか。

仁徳天皇が聖帝として称えられている一方で、石之日売命は嫉妬深い后妃として描かれている。その嫉妬深さゆえに他の仁徳天皇の妃は宮中に近づくことができず、彼女たちが何か発言することがあれば地団駄を踏む程に嫉妬したという。この「嫉妬する后妃」という言葉から思い起こされるのが、前章で記載した『毛詩』の「樛木」である。この詩を詩序では、「樛木は、后妃（の徳）、下に逮ぶなり。言ふは能く下に逮びて、嫉妬の心無し。」⁴³と解釈し、后妃に嫉妬の心がないために、その徳が下々の者や他の妃たちに及んでいるのだと読解している。

また、『芸文類聚』の巻十五・后妃部・「后妃」項に、
又、樛木后妃逮_レ下也、言能逮_レ下而無_二疾妬之心焉。
とあり、⁴⁴この一文は詩序における「樛木」の解釈と同一のものである。ようするに、『芸文類聚』の後妃部にこの一文が記載されていたならば、徳のある后妃としてのあるべき姿は、嫉妬の心がないことなのだと、上代の人々は当然知識として知っていたはずである。しかし、前述したように石之日売命は嫉妬深い人物として「仁徳記」では描かれている。つまり石之日売命は漢籍における「徳のある后妃」ではないのである。

それゆえか石之日売命はその嫉妬深さによって仁徳天

皇から離れ、筒木に宮を置くことになる。しかし、後に仁徳天皇と和合し、その後に宮中で酒宴を催した際には、自ら御綱柏の杯を氏族の女性たちに手渡す、不道德な行いをした大楯連を処刑するなどの后妃らしい振る舞いをするようになるのは留意すべき点である。つまり、石之日売命は「仁徳記」の中で変化するのである。

本章では当該説話の春山の性質を構成する漢籍と「仁徳記」で語られる仁徳天皇と石之日売命の姿を比較してきた。天子としての性質を持つ仁徳天皇に対し、石之日売命は漢籍上で語られる「徳のある后妃」の姿を踏襲していない嫉妬深い人物として描かれている。この両者の相違は、仁徳天皇が嫉妬深い石之日売命を后妃としても問題なく治世ができる程の大きな徳を持った人物であると示すためのものであると考えられる。同じように、『古事記』において石之日売命が仁徳天皇との和合後に后妃らしい振る舞いを身に着けるのも、嫉妬深く徳を持たない石之日売命と和合でき、后妃としての徳を身に着けさせるほどの大きな徳が仁徳天皇にはあるということを示すための展開と言えるのではないか。すなわち、『毛詩』の「葛藟」や「早麓」のように、徳の高い〈聖君子〉としてあらしめられているのと同様に、「樛木」に称賛さ

れているような后妃の徳を導く優れた徳を仁徳天皇は持っているのだということを『古事記』は語っているのである。

おわりに

ここまで当該説話における〈藤〉の意義を、『古事記』の編纂された当時に読まれていたであろう漢籍や、上代文学の中で語られる〈藤〉の役割を調査することで分析してきた。それらの中で藤は、永遠性や神またはそれに類する存在が所有したという証を示す役割を有する植物であり、かつ君子の徳を象徴する植物だと捉えられていたのである。また、そのような藤を用いて伊豆志袁登売との婚姻に至る春山は、春を象徴する神であり、漢籍における春という季節はそれ自体が聖の徳を持ち、天子が徳を広めるにふさわしい季節として語られていた。すなわち、このような要素を以って春山が語られるのは、中巻末尾で〈聖君子〉の姿を想起させる春山を、下巻の始まりにおいて聖帝と称えられる仁徳天皇と結びつけ、その優れた徳を知らしめる効果を狙ったからであると推測できる。

従来、季節的な繋がりのみで春山と伊豆志袁登売の婚姻に用いられたと考えられてきた〈藤〉であるが、漢籍で語られる〈藤〉を参照すると、それ以上の意味があることがわかった。上代の人々が漢籍や上代文学から窺える〈藤〉や〈葛藟〉、春という季節がどのようなものであるのかという知識を持っていたことを鑑みれば、『古事記』編纂者はこれらの知識を総合した上で、春山や当該説話の婚姻に〈藤〉がふさわしい植物であると択一し、『仁徳記』との接続するために当該説話を中巻末尾に掲載したのではあるまいか。

未だ当該説話には分析すべき点があるが、上代で定着していた知識を基盤とした上で当該説話を考察することの意義を示せたところで、本稿を閉じたい。

【注】

- (1) 中島悦次『古事記評釋』（一九三〇年四月 山海堂出版部）や倉野憲司『古事記全註釈』第六巻中巻編（下）（一九七九年十一月 三省堂）等の語釈を始めとして、藤蔓が花に変じるのは春山との季

節的な繋がりゆえと判ぜられることが多い。

- (2) 山口佳紀 神野志隆光『新編日本古典文学全集古事記』（一九九七年六月 小学館）に拠る。

- (3) 武田祐吉「春山の霞莊夫」（『国文学 解釈と鑑賞』第四巻十二号 一九三九年十二月）や次田潤『古事記新講』（一九五六年七月 明治書院）等指摘がある。

- (4) 以下に続く『万葉集』の本文は、小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳『新編日本古典文学全集 万葉集』全四巻（一九九四年五月—一九九六年八月 小学館）に拠る。

- (5) 西郷信綱『古事記注釈』（一九八九年九月 平凡社）。

- (6) 神田秀夫 太田善磨『日本古典全書古事記』（一九六三年八月 朝日新聞社）。

- (7) 前掲注（5）に拠る。

- (8) 「下水」の用例としては、万葉集の「秋山のしたへる妹」（巻二・二一七）や「秋山のしたひが下に」（巻十・二二三九）が挙げられる。

- (9) 鳥谷知子「春山之霞壯夫と秋山之下氷壯夫」の物語の意義」（『學苑』八六七号 二〇一三年一月）。

(10)

「藤波の 影なす海の 底清み 沈く石をも 玉とそ我が見る」(巻一九・四一九九)、「多胡の浦の 底さへにほふ 藤波を かざして行かむ 見ぬ人のため」(巻一九・四二〇〇)、「いささかに思ひて来しを 多胡の浦に 咲ける藤見て 一夜経ぬべし」(巻一九・四二〇一)、「藤波を 飯廬に造り 浦廻する 人とは知らに 海人とか見らむ」(巻一九・四二〇二)の四首など。

(11)

『芸文類聚』の上代受容については、小島憲之『上代日本文學と中國文學 上』(一九八八年十月塙書房)で指摘されている。テキストは歐陽詢撰・汪紹楹校注『藝文類聚』上下巻(一九九九年五月上海古籍出版社)に拠る。

(12)

吉川圭二『續日本後紀』新訂増補・普及版 国史大系(一九八七年六月 吉川弘文館)、藤原良房、春澄善繩撰・森田悌訳『続日本後紀下』(二〇一〇年十月 講談社)に拠る。

(13)

長澤規矩他『和刻本漢籍隨筆集』第十集(一九七九年五月 汲古書院)に拠る。

(14)

仙覚著・京都大学文学部国語学国文学研究室編『万葉集註釈20巻』(一九八一年五月 臨川書

店)、秋本吉郎校注『日本古典文学大系風土記』(一九五八年四月 岩波書店)に拠る。

(15)

田中卓『田中卓著作集7 住吉大社神代記の研究』(一九八五年十二月 国書刊行会)に拠る。

(16)

山梨県甲州市勝沼にある大善寺で現在も行われている藤切り祭りと同一のもの。御神木から大蛇を形どった藤の輪を切り落とし、これを奪い合う祭り、昔はこの輪を拾った者が河原の草刈場を占有する習わしであったという。

(17)

乗岡憲正『古代伝承文学の研究』(一九六七年一月 桜楓社)。

(18)

植垣節也『新編日本古典文学全集風土記』(一九九七年十月 小学館)に拠る。

(19)

前掲注(18)に拠る。

(20)

寺島宏『和漢古典植物考』(二〇〇三年三月 八坂書房)。

(21)

前掲注(2)に拠る。

(22)

前掲注(18)に拠る。

(23)

前掲注(11)に拠る。

(24)

許慎撰 段玉裁注『説文解字注』(一九八一年 上海古典出版社)に拠る。

- (25) 郭璞注・邢昺疏『爾雅注疏』(二〇〇〇年十二月
北京大学出版社)に拠る。
- (26) 前掲注(11)に拠る。
- (27) 高田真治『詩経上』漢詩大系 第一卷(一九七九
年六月 集英社)に拠る。
また、『万葉集』巻一・二十九番歌、柿本人麻呂
による近江荒都歌の「つがの木の いや継ぎ継ぎ
に」に「樛木」とあり、『毛詩』「樛木」の上代受
容は確実と思われる。そして、この話が歴代の皇
統譜を称賛する文脈で使われることにも注意し
たい。小島憲之『上代日本文學と中國文學 中』
(一九七一年十月 塙書房)に拠る。
- (28) 前掲注(27)に拠る。
- (29) 前掲注(27)に拠る。
- (30) 前掲注(27)に拠る。
- (31) 竹内照夫『春秋左氏伝上』全釈漢文大系 第四卷
(一九七四年二月 集英社)に拠る。
- (32) 高田真治『詩経下』漢詩大系 第二卷(一九七五
年六月 集英社)に拠る。
- (33) 前掲注(32)に拠る。
- (34) 竹内照夫『礼記下』新釈漢文大系 第二十九卷
- (35) (一九七九年三月 明治書院)に拠る。
谷中信一『晏子春秋下』新編漢文選一〇 思想・
歴史シリーズ(二〇〇〇年四月 明治書院)に拠
る。
- (36) 吉川忠夫訓注『後漢書』第七冊・列伝五(二〇〇四
年五月 岩波書店)に拠る。
- (37) 前掲注(9)に拠る。
- (38) 楠木春樹『淮南子上』新釈漢文大系 第五十四卷
(一九七九年八月 明治書院)に拠る。
- (39) 前掲注(38)に拠る。
- (40) 竹内照夫『礼記上』新釈漢文大系 第二十七卷
(一九七一年四月 明治書院)に拠る。
- (41) 前掲注(34)に拠る。
- (42) 大脇由紀子「応神記の構想―秋山之下氷壯夫
と春山之霞壯夫―」(『古事記説話形成の研究』
二〇〇四年一月 おうふう)と前掲注(8)に拠る。
- (43) 前掲注(27)に拠る。
- (44) 前掲注(11)に拠る。
(平成二十九年 日文卒)